



第1章 総論

1 地域福祉のあり方と計画策定の背景

人は、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくことを願っています。地域に住まうすべての人が互いに幸せを願い、「共に生きる、支え合いの地域」を創っていくための取組が「地域福祉」であると考えます。

我が国においては、かつて地域生活を「地縁」や「血縁」が支え、日常生活におけるさまざまな福祉課題や生活課題（以下「地域生活課題」(*1)という。)を抱える人の困りごとに気づき、支え合う身近な福祉が存在しました。しかし、主に戦後の高度経済成長期を境に、地縁を持たない新住民が都市部へ生活の場を移し、その多くが多世代同居ではなく核家族を形成したことや、価値観や考え方、ライフスタイルが変化する中で、これまでのような地域や家庭における支え合いの機能や役割はそれらを社会全体で担う公助にその重心を移していき、高齢者介護や障がい者福祉、子育て支援など、対象を明確化した公的な支援が拡充していきました。福祉に求めるものは人それぞれであり、地域や年齢によっても違いますが、こうした社会情勢の変化は、本市のような首都近郊に位置する都市で特に顕著だったとされています。

福祉施策の充実の一方で近年では、ダブルケアや老老介護といった複合的な課題や、ひきこもりなど制度の狭間にあるケース、支援を必要としていても相談につながらず地域の中で孤立しているケースなど、複雑化・複合化した課題が顕在化してきており、これまでのように対象別・課題別に発展・充実してきた、いわば「縦割り」の公的支援の仕組みだけでは十分に対応できない課題が深刻化してきている傾向があります。

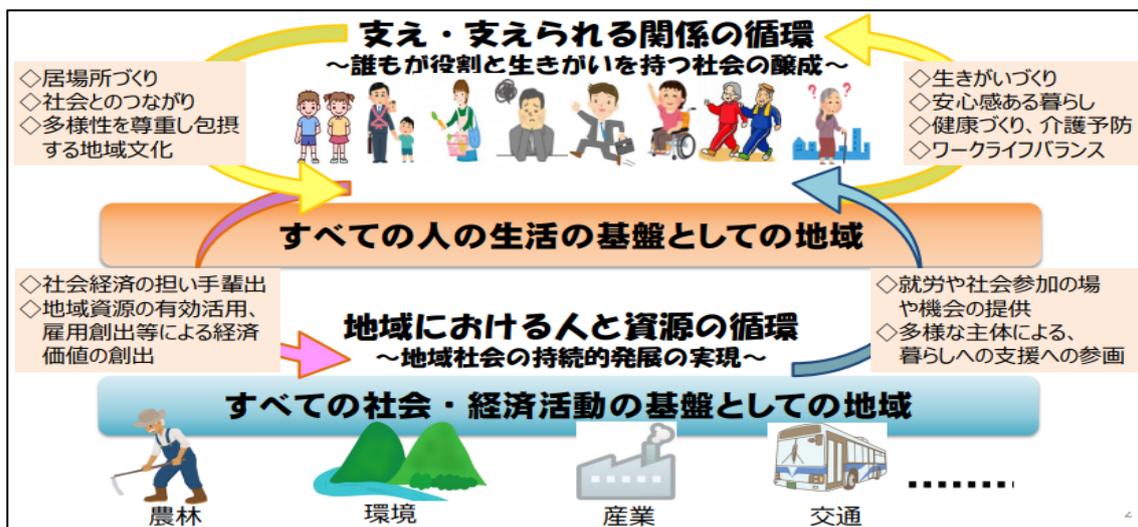
*1 地域生活課題 社会福祉法第4条第3項に規定されているもので、住民が抱える保健・医療・福祉をはじめとする、日常生活や社会参加などに関する課題を指します。

こうした状況に加え、人生100年時代といわれ、世界一の長寿社会として平均寿命が延伸する一方で、着実に進展する少子化・高齢化や単身世帯の増加、近年、頻発化、激甚化の傾向にある自然災害への備えや支援においても、公的な枠組みだけで地域生活を支えることは非常に難しくなっています。そのため、高齢者から若者まですべての人が安心して暮らし、活躍できる社会を目指す上で、住み慣れた地域での絆づくりや支え合いがその重要性を増してきています。

このような社会を迎える中、すべての人が「安心できる未来」を創っていくために、一方的に支援の「受け手」となるのではなく、自らの得意分野を活かして地域活動の「支え手」にもなるなど、将来を見据えた上で、すべての人が自分事として取り組んでいくことが、これからの地域づくりにおけるあり方であり、課題であると考えます。

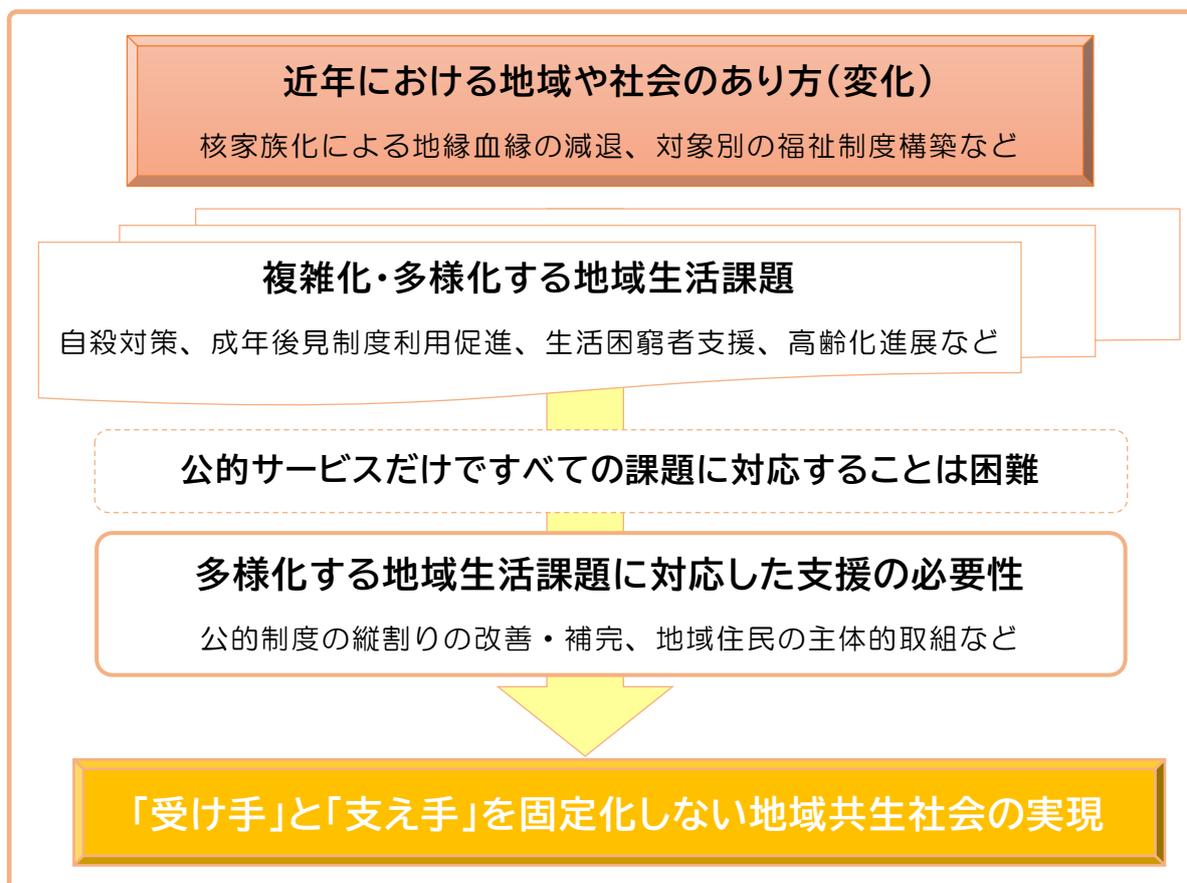
第2期平塚市地域福祉リーディングプラン(以下「本計画」という。)は、すべての人が世代や立場を超えてつながりを持ち、互いに支え合いながら共に生きる「地域共生社会(*2)」の実現に向けて、行政だけでなく、地域住民や事業者、専門家団体等がそれぞれに力を発揮し、一丸となって地域福祉を推進していくための道しるべとなるよう策定したものです。

*2 地域共生社会 「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。



出典：厚生労働省

【本計画策定の背景】



平塚市作成

2 本計画の目的と基本理念

地域社会において、お互いを尊重し認め合い、そして支え合うことで、孤立せずに住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができる社会を「地域共生社会」といいます。地域に暮らす誰もがその人なりの役割を持ち、それぞれが、日々の生活における安心感と生きがいを得ること。このような人と人とのつながりを再構築し、新しい地域社会と安心できる未来を創っていくことが本計画の目的です。

地域は、高齢者、障がい者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠です。そうした帰るべき場所としての地域を福祉の基盤とすることで、「人と人とのつながり」そのものが地域のセーフティネットとなり、誰もが尊重され包摂を受けながら、自己実現の場所として、いきいきと安心して生活できる地域を創るものと考えています。

地域共生社会を実現するために、住民一人ひとりが、相手も自己も尊重しながら、自身の力を発揮していきいきと自分らしく輝ける「地域共生力」の高い地域づくりを目指して、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

【本計画の基本理念】

わたしたち一人ひとりが輝きながら
安心できる未来を創る共生のまち ひらつか

基本理念に込めた思い

～地域共生社会の実現に向けて～

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で、その人らしく心豊かに暮らし、安心できる未来があることで、人はいきいきと輝きます。

そうした社会、すべての人が輝ける地域を創るために、すべての人が行動を起こすことが必要です。

また、一人ひとりが地域共生社会の実現に向けた未来への思いを持ち、自分事として小さなことから取り組んでいくことで、それがやがて大きな「地域共生力」となって、すべての人が心豊かに安心して暮らすことができる未来を創ります。自らの光で別の誰かを輝かせることもできるでしょう。そこは、すべての人が輝くことのできる地域であり、すべての地域にその力があると考えています。

3 本計画の対象者

これまで本市が策定してきた地域福祉計画では、一貫して地域福祉の対象者を「すべての人々」としており、本計画においてもこの考え方を継承します。

地域共生社会の実現に向けた取組は、支援の「受け手」や「支え手」といった関係性を超えて、すべての人が互いに支え合うことを目指すものであり、言い換えれば、すべての人が平等に対等な立場でお互いを尊重しあう社会を目指すものです。

本計画は、「すべての人々」が、互いに理解し、認め合いながら、対等な立場で社会を創っていくことを目標とします。

この「すべての人々」は、地域で生活する個人だけでなく地域内の各種関係団体、ボランティア（個人・グループ）や福祉サービス事業者、地元企業なども含む概念であり、こうした各主体が「顔の見える関係」となっていることで、個人や単一組織では解決が難しい地域生活課題を解決に結びつけられる可能性を高めることができます。それぞれの主体としては、地域住民はもとより、自治会・町内会、民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）などの地域団体や、ボランティア団体、ゆめクラブ（老人クラブ）、障がい者団体などの当事者団体、町内福祉村などの住民相互支援団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、企業、商店会、地域の学校、民間福祉事業者、更生保護団体などが挙げられます。加えて、ネットワークをバックアップする公民館や地域包括支援センター（*3）（以下「高齢者よろず相談センター」という。）の存在も欠かせません。特に本市は高齢者よろず相談センターが概ね中学校区、公民館が概ね小学校区に設置されており、地域福祉活動においてさまざまな役割を担っています。こうしたことも、本計画の対象を「すべての人々」とした背景です。

*3 地域包括支援センター 介護保険法に基づき設置される、高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的に設置された総合的な相談機関です。「高齢者よろず相談センター」とは、本市における地域包括支援センターの愛称です。

4 福祉を取り巻く近年の状況

(1) 関係法の創設・改正

福祉施策は、時代、社会や世相を反映し、常に後を追う形で充実・発展してきました。

高度経済成長期から我が国の福祉制度を俯瞰すると、高齢者、障がい者や児童といったそれぞれの分野で、その時どきに応じた法整備や制度改革等がなされており、特に、2000年の社会福祉法施行（社会福祉事業法からの改正法）と介護保険法施行、2005年の障害者自立支援法施行（2014年に障害者総合支援法に改正・改称）は、福祉施策の大きな転機となっています。

近年では、自殺対策や権利擁護支援が必要な方、生活困窮等への支援、再犯防止等の推進のための法律が創設、改正されており、これらの関連各法は、「高齢者」、「障がい者」、「児童」のように対象者を明確に分けるものではなく、支援の対象者や課題が複数分野にまたがる可能性があり、関連施策や関係機関との連携が強く求められるなど、これまでのような公的福祉の枠組みとは異なる特徴を有しているといえます。

【創設・改正された主な法律】

時期	法律名（略称）	法律の概要
2014年 4月	障害者総合支援法 （改正）	従来の障害者自立支援法を改正・改称するとともに、障害の定義に「難病」を追加、グループホーム制度の見直しなど
2014年 6月	医療介護総合確保 推進法 （一括改正）	効率的かつ質の高い医療提供、地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護保険法や医療法などを大規模に一括改正
2015年 4月	生活困窮者自立支 援法（創設）	生活が困窮している者を対象として、就職、住まい、家計など暮らしに関する支援を提供（市町村には計画策定を推奨）
	介護保険法 （改正）	新しい地域支援事業の実施、地域における介護予防を協議する「協議体」の設置など
	子ども・子育て支 援法（創設）	幼稚園、保育所などの費用を「教育・保育給付」として一元化、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定など
2016年 4月	社会福祉法 （改正）	社会福祉法人の運営透明化や地域への貢献、福祉人材の確保促進など

2016年 4月	障害者差別解消法 (創設)	障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供、差別解消支援地域協議会の設置など
	自殺対策基本法 (改正)	市町村における自殺対策基本計画の義務化、都道府県と政令市への「地域自殺対策推進センター」設置など(市町村は計画策定が義務)
2016年 5月	成年後見利用促進法(創設)	成年後見制度利用促進にかかる国基本計画の策定や審議会の設置など(市町村は計画策定が努力義務)
2016年 12月	再犯防止推進法 (創設)	国だけでなく地方公共団体にも再犯の防止等に関する施策を実施等する責務があることが明記(市町村は地方再犯防止推進計画策定が努力義務)
2018年 4月	社会福祉法 (改正)	地域共生社会の実現に向けた支援体制の総合化、地域福祉計画の位置づけ見直しなど(市町村は計画策定が努力義務)
2020年 6月	社会福祉法 (改正)	市町村の包括的な支援体制の構築の支援(重層的支援体制整備事業の創設)、社会福祉連携推進法人制度の創設など

■自殺対策基本法の施行

我が国の自殺者数は、1998年に年間3万人を超えて以降、高い水準で推移していました。そのため、2006年に「自殺対策基本法」を施行し、国を挙げて総合的な自殺対策の取組を推進した結果、自殺者数は減少傾向にあります。依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。

このことを受け、2016年4月には「自殺対策基本法」が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置づけ、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。また、2017年10月から2022年10月までを旧大綱として、同月に誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して新たな「自殺対策大綱」が閣議決定されました。この推進体制の下、民間団体等含む地域の多様な関係者の連携、協力を確保しつつ、総合的な自殺対策を推進していくことが重要になります。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度です。認知症高齢者や精神障がい者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、国では成年後見制度の利用の促進を図り、権利擁護を推進するため、2016年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見利用促進法」という。）」を施行しました。市町村の講ずる措置として、同法第14条第1項では、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされています。

■生活困窮者自立支援法の施行

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策（いわゆる「第2のセーフティネット」）の強化を図るため、2013年に「生活困窮者自立支援法」が制定され、2015年4月から施行されました。

これに基づき、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、任意事業の就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習支援事業など、生活困窮者（*4）の自立を促進するための取組を行っています。

*4 生活困窮者 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方です。具体的には生活保護ボーダー層、ニート、ホームレス、障がいの疑いのある方、引きこもり状態にある方、就労未決定者などがあげられます。

■再犯の防止等の推進に関する法律の施行

我が国では、2004年度以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が施行されました。

（2）社会福祉法の充実

このような多くの関連法等により各分野での福祉制度が充実する中、地域福祉を推進する上で、もっとも重要になるのが社会福祉法です。

同法は、我が国の社会福祉に関する共通の理念や概念を定めた法律であり、「地域福祉の推進」（同法第4条）を掲げて、様々な主体が地域の福祉課題の解決に取り組んでいく必要性について規定しているほか、本計画を構成する地域福祉計画の策定根拠（同法第107条）となっており、2000年の法施行後、複数回の改正が行われています。

2018年の改正では、地域福祉計画の位置づけを見直し、福祉の各分野において共通する事項を定める計画として、いわば地域における福祉のあり方をリードする計画であることが明確化され、住民が主体的に地域の福祉活動へ参加するための環境整備を地方公共団体へ求めているほか、2020年の改正では、複合化・複雑化した地域生活課題に対応するための包括的な支援体制の整備が盛り込まれ、重層的支援体制の整備が規定されました。

■重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、市町村において相談支援、地域づくりに向けた支援に係る既存の取組を活かしつつ、新たに参加支援を加え、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するものです。

本事業は、社会福祉法第106条の3に規定された「市町村による包括的な支援体制づくり」のための手法の一つであるため、任意事業となっています。

○相談支援

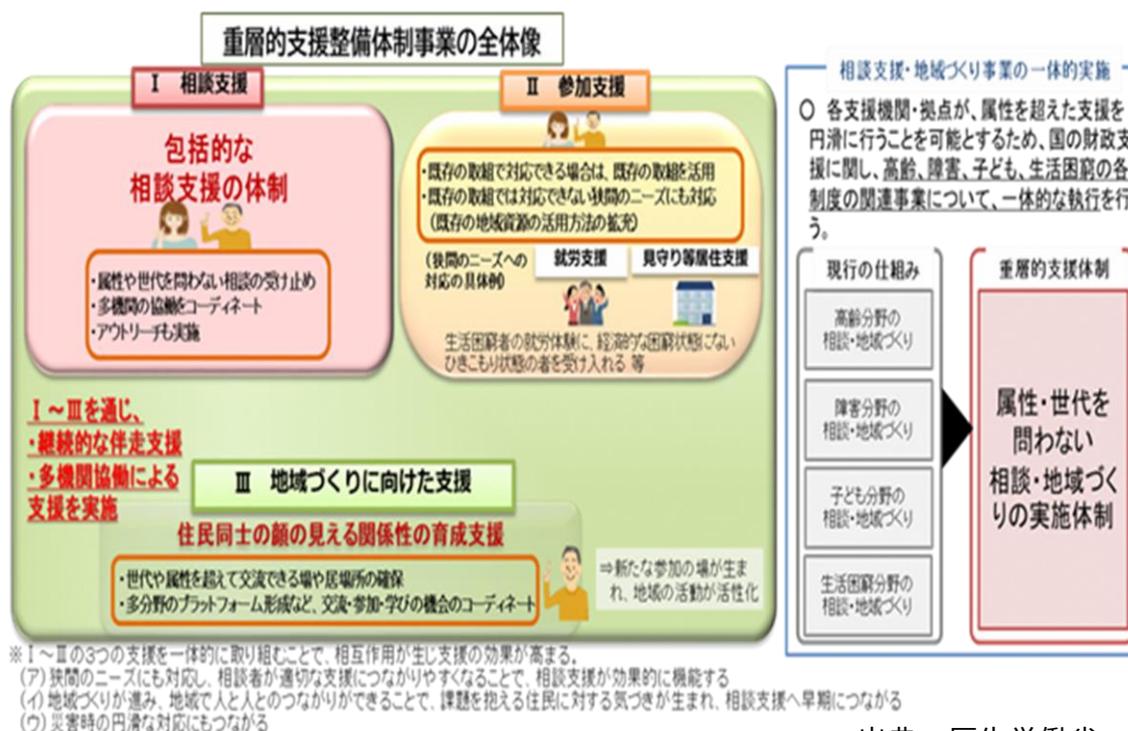
本人、世帯の属性にかかわらず相談を受け止め、多機関の協働による課題の解きほぐし、アウトリーチ（*5）も含め継続的につながり続ける伴走支援を行います。

○参加支援

社会とのつながりを回復するため、本人のニーズ等を踏まえ社会資源を活用した多様な支援を行います。

○地域づくりに向けた支援

属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士の顔の見える関係性の育成支援を行います。



出典：厚生労働省

*5 アウトリーチ 必要な支援が届いていない人に支援を届けるために、対象者のいる場所に積極的に出向いて働きかけることをいいます。

社会福祉法（抜粋）

地域福祉の推進 ※2020年一部改正

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

包括的な支援体制の整備 ※2020年一部改正

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

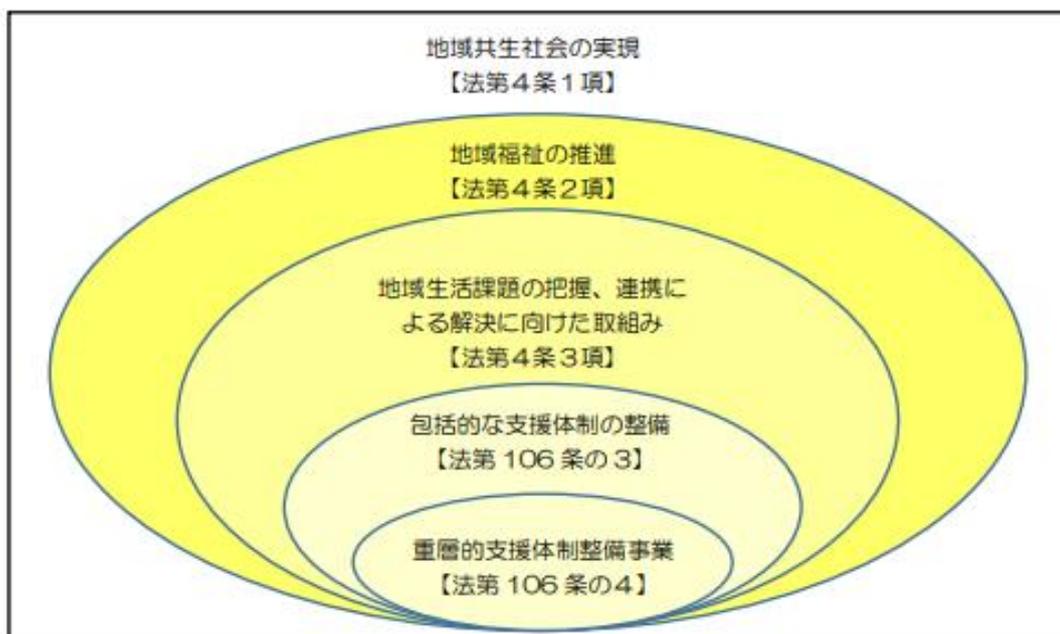
2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

市町村地域福祉計画 ※2020年一部改正

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【社会福祉法での概念イメージ】



出典：厚生労働省

(3) SDGsの取組

SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称です。国際社会全体が2030年までに目指すべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。

本市では、まちづくりの指針となる平塚市総合計画の重点戦略に対して、SDGsの各目標との関連を整理し、総合計画の実現とSDGsの達成に向けて、一体的に施策を推進しています。地域共生社会とSDGsの目指す誰一人取り残さない包摂的な社会は、目指す方向を同じくしていることから、本計画においても、施策に関連するSDGsの理念に沿った施策の展開を図ります。



5 本計画の位置づけと包括的策定

(1) 包括的策定の考え方

近年の福祉においては、これまで述べたように住民の抱える地域生活課題が複雑化・多様化・複合化している傾向の中、各福祉制度での縦割りの対応ではなく、横断的な取組が求められており、2019年3月に策定した第4期地域福祉計画においては、各計画事業での相乗効果を狙って同計画を含む次の5計画を一体的に合冊として策定し、「地域福祉リーディングプラン」としました。

本計画の策定にあたっては、そうした考え方を継承するとともに、一体的策定をさらに一歩進め、基本理念や基本目標のほか、施策も含めて共有化することで、5計画を第2期地域福祉リーディングプランとして一本化し、より包括的な計画としています。これにより、一体的策定の意義や、地域福祉をけん引する基本計画としての施策の方向性や目指すべき姿がさらに明確化し、それぞれの計画における個別の事業をさらなる相乗効果により効果的に進められるものと考えます。

それぞれの計画が相互に関連しつつ施策事業の推進効果を高めること（相乗効果）は、たとえば生活困窮状態にある人への支援が自殺リスクの低減につながる、地域における身近な相談窓口から認知症の人につながり成年後見制度の利用が始まるといった一般的な効果はもちろんのこと、個別具体の取組においても相互に連携を図っています。これらの相互連携は、各計画を一体的に策定しているからこそ実現できるものであり、大きな相乗効果といえます。

本計画における各計画の位置づけは、次のとおりです。

ア 第5期平塚市地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定される法定計画であり、福祉分野における上位計画として本市の福祉施策に関する基本的方向性を示すものです。したがって、本計画に包含する各計画

はもちろんのこと、「平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）」や「平塚市障がい者福祉計画」、「平塚市子ども・子育て支援事業計画」といった制度対象ごとの個別計画との整合を図るとともに、「平塚市健康増進計画」、「100年ライフに向けた政策ビジョン」等の関連計画等との連携を図ります。また、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）に基づく「平塚市再犯防止推進計画」を包含するものとします。

イ 第4期平塚市地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、平塚市社会福祉協議会（*6）（以下「市社協」という。）が策定する計画であり、地域福祉計画とも連動して、地域住民の主体的な参加のもと、自主的・自発的な活動を行う地域内の各種関係団体、ボランティア（個人・グループ）や福祉サービス事業者、地元企業などが連携して地域福祉活動を具体的に進めていくための「共助（住民活動）」の必要性をより明確にしたものです。

*6 平塚市社会福祉協議会

社会福祉法第109条の規定に基づき、市民主体の理念の下に運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。

市社協は、1953年に本市の社会福祉事業における住民運動の強化を図るための組織として設立され、1975年には、社会福祉法人の認可を受けました。地域福祉推進の中核として位置づけられ、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進」を基本理念とし、この理念を達成するために事業を展開しています。

ウ 第2期平塚市自殺対策計画

自殺対策計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく法定計画であり、本市の自殺対策に関する基本的な方針を定めます。本市では、2007年に全国で初となる自殺対策の条例である「平塚市民のこころと命を守る条例」を制定し、以後も着実に自殺対策事業

(こころと命のサポート事業)に取り組んでおり、これらの取組をより一層推進するために策定するものです。

【参考】自殺対策基本法（抜粋）

第十三条第2項 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

工 第2期平塚市成年後見制度利用促進計画

成年後見促進計画は、成年後見利用促進法第14条第1項に基づく法定計画であり、本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な方針を定めます。急速な高齢化を背景として判断能力に不安を抱える人も増えていることから、成年後見制度の必要性も高まってくることを踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する取組を推進するために策定するものです。なお、国では、2022年3月25日に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会の参加を図る権利擁護支援の推進～（以下「第二期基本計画」という。）」が閣議決定されました。

【参考】成年後見利用促進法（抜粋）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

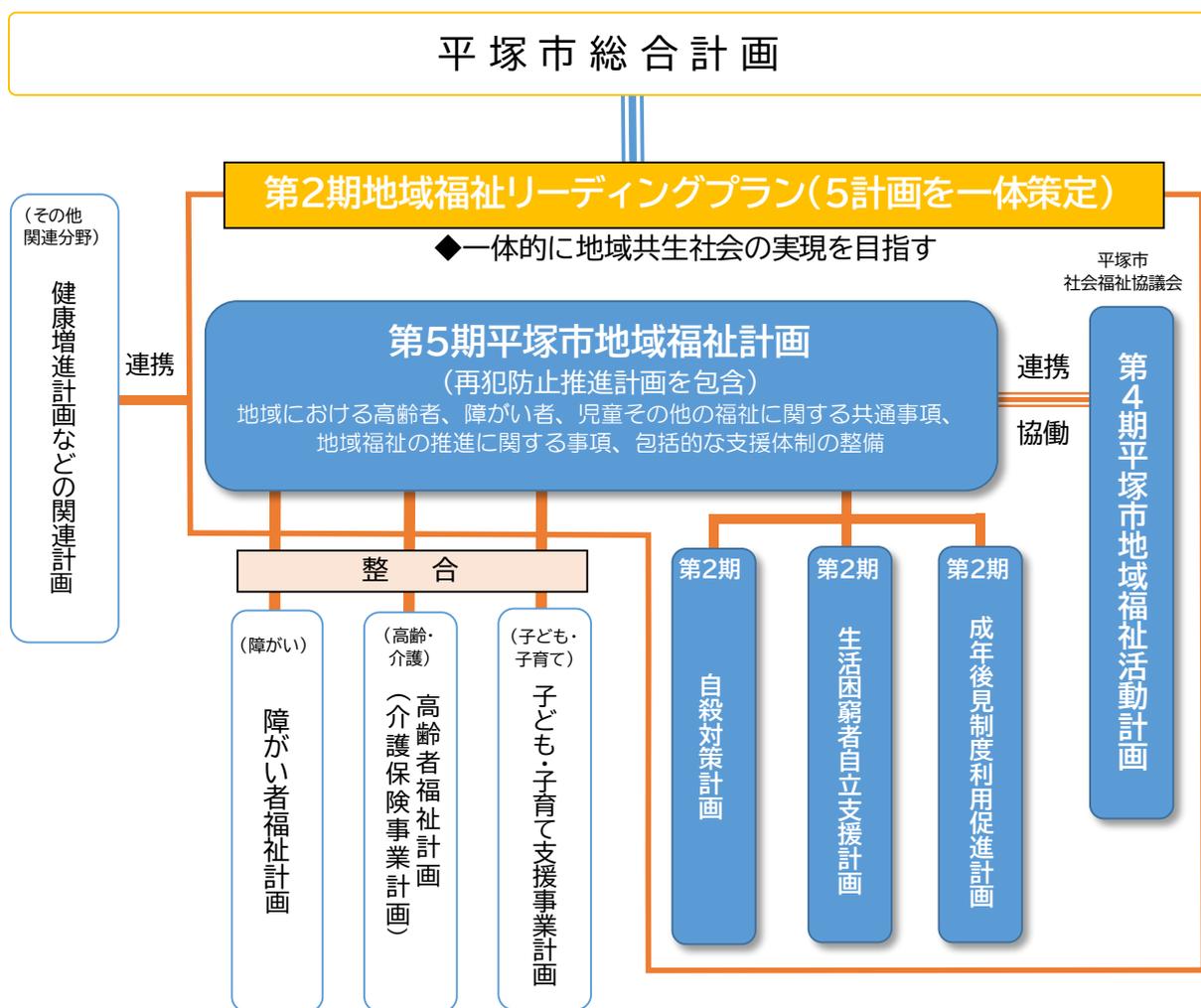
オ 第2期平塚市生活困窮者自立支援計画

困窮者支援計画は、生活困窮者自立支援法の趣旨を踏まえて策定する計画であり、本市における生活困窮者の自立支援に関する各種の取組に関する方向性を定めます。国からの通知により、困窮者支援法の各種事業については地域福祉計画との連動性が重要とされていることも踏まえて策定するものです。

(2) 各計画の関係性

ここまでに整理した各計画の位置づけと、本市の最上位計画である市総合計画との関係概念図は次のとおりです。なお、本計画に関連する施策事業は多岐にわたるため、図中に示されていない施策分野とも連携した取組を進めることとします。

【平塚市地域福祉リーディングプランと関連計画の概念図】



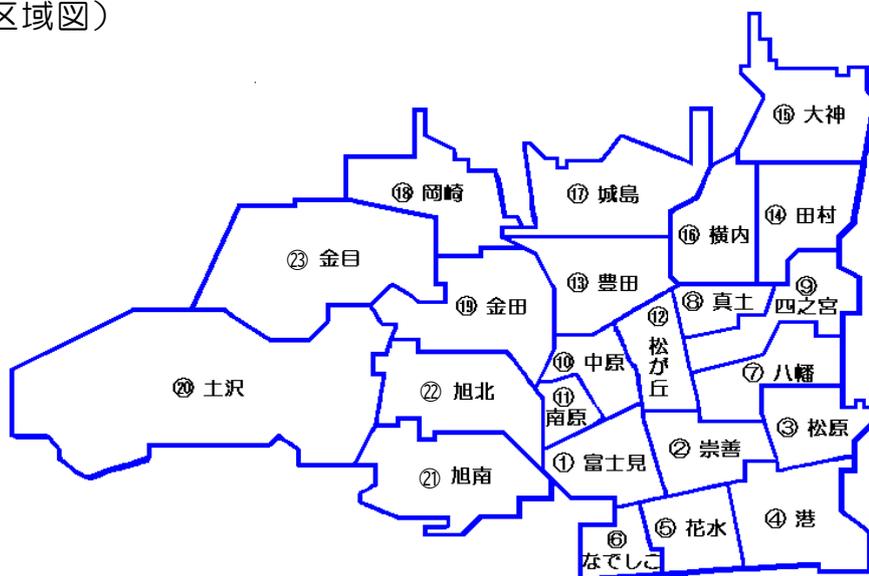
6 計画圏域

地域共生社会の実現に向けた取組を進める上では、市内全域での取組のほか、日常生活における活動の範囲において、その地域の状況にあった取組を進めていくこともまた重要です。

本計画では、市域全体を計画の対象区域とした上で、次のとおり市内を23地区に分け、それぞれの地域において、その地域に住まうすべての人とともに、その地域にふさわしい地域福祉のあり方を共に考え、推進します。

なお、この区割りは、民児協や地区社協の区割りと同一のものです。

(区域図)



No.	地区名	町丁名
1	富士見	桜ヶ丘、上平塚、達上ヶ丘、諏訪町、富士見町、中里、豊原町、平塚1～5丁目
2	崇善	立野町、見附町、錦町、紅谷町、明石町、浅間町、宮松町、宮の前、宝町、追分
3	松原	須賀、老松町、八千代町、天沼、堤町、長瀬、中堂、榎木町、馬入本町、馬入
4	港	代官町、夕陽ヶ丘、高浜台、幸町、礼場町、千石河岸、久須堤
5	花水	八重咲町、松風町、袖ヶ浜、龍城ヶ丘、桃浜町、萱平、黒部丘1～9、虹ヶ浜1～12
6	なでしこ	唐ヶ原、撫子原、虹ヶ浜13～24、花水台、黒部丘10～30
7	八幡	東八幡1～5丁目、西八幡1～4丁目
8	真土	西真土1～4丁目、東真土1～4丁目、真土
9	四之宮	四之宮1～7丁目、四之宮
10	中原	御殿1～4丁目、中原1～2丁目、中原3丁目20～26
11	南原	南原1～4丁目
12	松が丘	新町、東中原1～2丁目、中原3丁目1～19、大原

No.	地区名	町丁名
13	豊田	豊田平等寺、南豊田、東豊田、豊田打間木、豊田小嶽、豊田宮下、豊田本郷、北豊田
14	田村	田村1～9丁目
15	大神	大神1～9丁目、吉原
16	横内	横内
17	城島	大島、小鍋島、下島、城所
18	岡崎	岡崎、ふじみ野1～2丁目
19	金田	寺田綱、入野、長持、飯島、中原下宿
20	土沢	土屋、上吉沢、下吉沢、めぐみが丘1～2丁目
21	旭南	出縄、万田、万田1～3丁目、高根1～3丁目、山下、山下1～3丁目、高村
22	旭北	公所、根坂間、河内、徳延、纏、日向岡1～2丁目
23	金目	広川、片岡、千須谷、南金目、北金目、北金目1～4丁目、真田、真田1～4丁目

7 計画期間

本計画の計画期間は、2024年度から2028年度までの5年間とします。本計画の推進を効果的に進める上で必要な場合には、中間年において見直しを行うものとします。

関連計画の計画期間

	2019 (令和元年度)	2020 (令和2年度)	2021 (令和3年度)	2022 (令和4年度)	2023 (令和5年度)	2024 (令和6年度)	2025 (令和7年度)	2026 (令和8年度)	2027 (令和9年度)	2028 (令和10年度)
総合計画	平塚市総合計画～ひらつかNEXT					平塚市総合計画～ひらつかVISION～				
地域福祉 関連計画	地域福祉 リーディング プラン	第4期地域福祉計画				第2期地域福祉リーディングプラン (第5期地域福祉計画) (第4期地域福祉活動計画) (第2期自殺対策計画) (第2期成年後見制度利用促進計画) (第2期生活困窮者自立支援計画)				
		第3期地域福祉活動計画(社協)								
		第1期自殺対策計画								
		第1期成年後見制度利用促進計画								
		第1期生活困窮者自立支援計画								
		第1期生活困窮者自立支援計画								
高齢福祉 関連計画	高齢者福祉計画(第7期...)	高齢者福祉計画(第8期介護事業計画)			高齢者福祉計画(第9期介護事業計画)		高齢者福祉計画(第10期...)			
障がい福祉 関連計画	(第3期)	障がい者福祉計画(第4期)				障がい者福祉計画(第5期)				
	(第5期)	障がい福祉計画(第6期)		障がい福祉計画(第7期)		障がい福祉計画(第7期)		(第8期)		
児童福祉 関連計画	(第1期)	第2期子ども子育て支援事業計画				第3期子ども子育て支援事業計画				
その他 関連計画等	第2期健康増進計画					健康・食育プラン21(第3次健康増進計画)				
	100年ライフに向けた政策ビジョン									

8 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、一体策定の特性を踏まえ、計画全体にかかる検討と、本計画に包含する各計画の分野別の検討を並行して進めました。

なお、策定委員会や懇話会の委員名簿等については、資料編に掲載しています。

(共通する検討)

(1) 平塚市地域福祉計画（地域福祉活動計画）策定委員会

本計画の策定にあたり、さまざまな立場からの意見を反映させるため、有識者や市内の福祉関係者、公募委員などを構成員として平塚市地域福祉計画策定委員会及び平塚市地域福祉活動計画策定委員会を組織し、3回開催しました。なお、計画を一体的に策定する観点から、後述の3つの懇話会からも本委員会の構成員としてご参画いただき、本計画の策定に関する総合的な検討を行いました。

(2) 市民意識調査（アンケート）の実施

市民が考える地域福祉や地域が抱える課題等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、無記名のアンケートにより市民意識調査を行いました。今回の調査では、自殺対策・成年後見制度利用促進・生活困窮者自立支援に関する調査項目を拡充して実施しました。

調査対象	・ ・ 満16歳以上の平塚市民
対象者数	・ ・ 3,000人
抽出方法	・ ・ 住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	・ ・ 郵送方式（料金受取人払いの返送用封筒を同封）
調査期間	・ ・ 2022年9月
回答状況	・ ・ 回答数 1,162通（回答率 38.7%）

(3) 関連団体意識調査（アンケート）の実施

市社協の主管により、市内で活動する地域福祉関係団体を対象として、活動を活性化するためのニーズや、活動の中で感じる課題などについて調査を行いました。

- 調査対象・・・平塚市内の地域福祉関係団体（地区民児協・地区社協・自治会連合会・保護司会・老人クラブ・障がい当事者団体等・市民活動団体・ボランティアグループ・子育て支援グループ・町内福祉村・高齢者よろず相談センター・障がい者相談事業所）270 団体
- 調査方法・・・郵送方式（料金受取人払いの返送用封筒を同封）
- 調査期間・・・2022年12月から2023年1月まで
- 回答状況・・・返送数 131 団体（返送率 48%）

(4) パブリックコメントの実施

広く市民に計画書の素案をお示ししてパブリックコメントを実施し、多くの意見をいただきました。

- 調査期間・・・2023年11月17日から12月18日まで
- 提出方法・・・持参、郵送、電子メール、電子申請システム
- 回答状況・・・7人（団体）から18件の意見
- 対応区分・・・意見を受けて計画案等を修正したもの
又は意見の趣旨が計画案等に沿ったもの 6件
事業・取組を推進する上で参考とするもの 12件
意見募集の範囲と異なるもの、質問など 0件

(分野別での検討や意見交換)

(1) 平塚市自殺対策懇話会

自殺対策計画の策定について関係者の意見を反映させるため、有識者や自殺対策事業関係者などを構成員として平塚市地域福祉計画策定に伴う自殺対策懇話会を組織し、2回開催しました。

(2) 平塚市成年後見制度利用促進懇話会

成年後見促進計画の策定について関係者の意見を反映させるため、有識者や成年後見制度の利用促進に関する事業関係者などを構成員として平塚市地域福祉計画策定に伴う成年後見制度利用促進懇話会を組織し、2回開催しました。

(3) 平塚市生活困窮者自立支援懇話会

困窮者支援計画の策定について関係者の意見を反映させるため、生活困窮者自立支援事業の関係者を構成員として平塚市地域福祉計画策定に伴う生活困窮者自立支援懇話会を組織し、2回開催しました。

(4) 地域福祉庁内連絡会議

計画策定の内部検討に当たっては、庁内の横断的組織として地域福祉庁内連絡会議を組織して課題の検討を行ったほか、個別の計画事業調整については担当者会議を開催しました。

(5) 再犯防止推進に係る関係団体からの意見聴取

再犯防止推進計画の策定について関係者の意見を反映させるため、2023年3月に閣議決定された再犯防止推進計画に基づき、同年8月に更生保護団体や法務省横浜保護観察所からなる意見聴取会を開催しました。